

# 令和8年3月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年3月25日（水）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

9番 村川 浩記 10番 松下 喜光

### 第2 提出議案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第54号 農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第55号 非農地証明に係る波佐見町交付基準（案）について

「異議なし」により可決承認

議案第56号 非農地証明交付願の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第57号 農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について

「楠本和弘委員」「吉崎俊次委員」

議案第58号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第59号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和8年3月25日(水) 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和8年3月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「9番 村川委員」「10番 松下委員」をお願いします。
- 川島会長 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番**  
を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 (別紙資料 議案第50号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、譲渡人は、将来的に世帯内に農地を維持管理できる人がいないため、農地の譲渡を検討していたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。  
なお、申請された農地については、今後も継続して水稻を作付け予定であるため、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないとあります。また、地域集落活動を踏まえ、地域生産活動に参加するとあることから事務局としては、特段問題ないと判断しています。以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 田島委員 はい、5番 田島です。譲渡人の体調があまりよくないとの事で今後の管理について不安があり譲渡を検討されています。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第50号の申請番号1番は、許可することにいたします。

                                  続きまして、**議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長                    (別紙資料 議案第50号の申請番号2番を朗読し説明する。)

                                  今回の申請は、譲渡人が耕作困難のため売却を検討していたところ、農業経営規模の拡大を模索していた譲受人と思惑が一致したため、農地法第3条の申請をしています。

                                  なお、申請された農地については、水稻や野菜を作付けする予定であり、従来どおり耕作されるので周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、地域の活動の中で積極的に生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと判断しています。

                                  以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長                    それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

                                  田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員                    はい、7番 高尾です。譲受人は高齢ではありますが昨年息子さんが波佐見町へ戻ってきており、農業の方もされるとの事です。今後後継者として跡を継いでいくものです。ご審議方をお願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第50号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第50号の申請番号3番を朗読し説明する。)

今回の申請は、譲渡人から令和8年2月4日に農地移動適正化あっせん事業の申し出があり、令和8年3月9日のあっせん委員会によって売買が成立している農地となります。

概要ですが、譲渡人は耕作が困難なため売却を検討していたところ、農業経営規模の拡大を模索していた譲受人と思惑が一致したため、あっせん事業を経て、所有権移転を伴う農地法第3条の申請をしています。

なお、申請された農地については、野菜を作付けする予定のため、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、地域に協力し、進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

川内地区の担当委員である「9番 村川委員」をお願いします。

村川委員

はい、9番 村川です。譲渡人は離農したいという意向を聞いています。譲受人も地区外に居住していますが折敷瀬地区や同じ駄野地区でも耕作されており経営規模の拡大をされています。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

田島委員

譲受人ですが、各地区の農地を購入されていますがそれぞれの地区の水利組合関係、溝さらいなどしっかりとされるのでしょうか。そのあたりも実際問題になっており懸念されるのですが、どうしたらいいのでしょうか。

長島推進委員

私も各地区で耕作しており、日時が重なる事もあるのですが、その時は家族にもお願いをし、参加させてもらっています。そういうところを話してみてもいかがでしょうか。

川島会長

それではお諮りします。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第50号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第50号の申請番号4番を朗読し説明する。)

今回の申請は、譲渡人が申請農地を相続により取得しましたが、居住地から遠方であり管理が出来ないことから家屋とともに売却を検討していたところ、町内へ居住し家庭菜園用地を検討していた譲受人と思惑が一致したため、農地法第3条の申請をしています。

今後、柿やきゅうりなどを作付けする予定であり、地域のやり方に従い営農を開始するため周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、地域に協力し進んで行動することから、事務局としては特段問題ないかと判断しています。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
長野地区の担当委員である「10番 松下委員」をお願いします。

松下委員

はい、10番 松下です。事務局の説明のとおりです。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第50号の申請番号4番は、許可することにいたします。

議案第51号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第51号を朗読し説明する。)

今回の申請ですが、申請地の種別は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備がされていない生産性の低い第2種農地と判断されます。

転用計画ですが、申請者が近隣で経営するアパートの駐車場について、ライフスタイルの変化により居住者の駐車場が不足しているため、今回、5台の駐車場用地として農地転用申請がなされたものです。

溝上係長 次に被害防除計画ですが、造成はせず碎石敷きを行うことから、土砂流出等の被害は生じないとあります。また、雨水は敷地内既存水路へ排水することとなります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

川島会長 それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。宿地区の担当委員である「6番 増田委員」お願いします。

増田委員 はい、6番 増田です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長 それではお諮りします。議案第51号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第51号は、許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第52号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」**及び**議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題といたします。なお、関連議案となりますので一括して議題を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長 (別紙資料 議案第52号及び議案第53号を朗読し説明する。)

概要ですが、平成2年に個人住宅として転用許可が出ていましたが、先ほど申し上げた理由により当初計画が実行されず現在に至っております。

今回、申請者の妻の実家に隣接する申請地に個人住宅として建築したいとのことで、計画変更承認申請及び農地法第5条第1項の転用申請がなされたものです。

申請農地の種別ですが、農地に接する町道に、水管及び下水道管が埋設されており、概ね500m以内に医療機関と教育施設があることから、第3種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、造成工事は完了しており、現状のまま利用することから、土砂流出の恐れはないと思われ。ます。

排水計画ですが、雨水は水路放流し、汚水や生活雑排水は下水道へ接続し排水することとなっています。

また、建物の高さを6.8m程度に加減するとのことですが、隣接する農地もない

ため日照・通風等の影響もないと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと思っております。  
ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第52号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」及び議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第52号及び議案第53号については許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第54号「農地・非農地の判断について」**を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第54号を朗読し説明する。)

非農地であることの基準としては、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、②①以外で、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、に非農地として判断できることとなっています。

今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、4筆とも狭小の土地であるため、長年にわたり農地ではなく雑種地となっており、農地に戻すのも困難、かつ、農地改良などをして農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第54号「農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長                    それでは異議なしということで、議案第54号については、非農地として判断することにいたします。

**続きまして、議案第55号「非農地証明に係る波佐見町交付基準(案)について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。**

溝上係長                    読み上げる前に、非農地通知と非農地証明の違いを説明します。

資料30ページの最下段をご覧ください。

非農地通知とは、「転用しようとする土地が農地ではないので、転用許可は行わないことを確認してもらう」ための手続きです。例として、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、②その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合(狭小地である場合などを指す)があります。農地ではないと判断されれば、農地転用許可手続きは不要となり、他の用途に利用できます。

一方、非農地証明は、30ページの中段をご覧ください。

これは、「土地の現在の状態が農地法上の農地ではないことを公的に証明してもらう」ための手続きで、「この土地は農地法に規定する農地ではない」ということを、農業委員会が正式に証明するものです。農地の売買や相続、担保設定など、法的な取引の際に、その土地が農地ではないことを明確にするために利用されます。特に、登記簿上は農地地目であっても、長年耕作されずに荒廃し、周囲も宅地化しているような場合に、実態に合わせた地目変更を行う際などにも用いられます。

具体例には、①非農地通知の対象とはならない土地、②いずれかに該当する土地として、②-1昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地、②-2災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で農地としての復旧が困難と認められる土地、②-3上記以外の土地で市町が定めた基準に該当する土地となっています。

今回、提案する非農地証明に係る波佐見町交付基準(案)についてですが、これまで②-3の町が定めた基準が無かったため定めるものです。今回、基準として6つ設けていますので、案を読み上げます。

(別紙資料 議案第55号を朗読し説明する。)

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第55号「非農地証明に係る波佐見町交付基準（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第55号は、承認することにいたします。

続きまして、**議案第56号「非農地証明交付願の承認について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第56号を朗読し説明する。)

今回の概要ですが、地籍調査の際に地番が前後していたことが判明し、法務局から正しい順番に戻すよう指示がありますが、その中に今回の農地があったものとなります。所在地には転用許可を得て昭和49年に建物が建っていますが、地番を入れ替えると地目も畑になってしまい、今回地目を変更するために、非農地証明交付願が提出されたものです。

先ほど承認いただきました、非農地証明に係る波佐見町交付基準⑤その他、農業委員会が非農地である旨証明する必要があると認めた場合が根拠となります。

事務局としては、非農地証明交付については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第56号「非農地証明交付願の承認について」は、承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

それでは異議なしということで、議案第56号については、承認することにいたします。

続きまして、**議案第57号「農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について」**を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第57号を朗読し説明する。)

今回、申出人から令和8年2月27日にあっせんを利用して譲渡をしたいとの申出がありましたので、あっせん委員の指名をすることになります。あっせん委員の指名は、最適化推進委員から2名指名することになっております。よろしくお願ひします。

川島会長

それではあっせん委員の指名を行いたいと思います。  
地域が川内郷ですので、関連したところで「楠本 和弘委員」と「吉崎 俊次委員」にお願いしたいですがよろしいでしょうか。

(「楠本 和弘委員」、「吉崎 俊次委員」から、了承の返事あり )

川島会長

それでは、楠本委員と吉崎委員に、あっせん委員としてお願いしたいと思います。よろしくお願ひします  
続きまして、議案第58号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第59号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第58号について読み上げて説明する。)  
今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計12筆で、面積は、合計19,863㎡となります。  
利用権設定をするものは、〇〇市の〇〇さん他6名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田及び変更・水田となっています。  
期間はすべて令和8年6月10日からで、10年間の令和18年6月9日までが12筆となっています。

(別紙資料 議案第59号について説明する。)  
次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計12筆で、面積は、合計19,863㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷の〇〇さん他5名で、種別・利用目的は新規・水田及び変更・水田となっています。  
期間はすべて令和8年6月10日からで、10年間の令和18年6月9日までが12筆となっています。  
以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」、「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第58号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第59号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」、承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第58号及び議案第59号については、承認することといたします。

〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇 委員、〇〇委員入室)

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会3月定例総会を閉会します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。